

1 事業の目的

本事業は、(公財)ふじのくに医療城下町推進機構(以下、機構という。)の補助事業等支援策を活用して開発された医療機器や福祉介護関連製品について、その社会実装及び市場展開を阻害している「課題」を外部の専門的知見を活用することにより、調査分析し課題を明確にするとともに、今後の製品改良、事業化、販路開拓及びビジネスモデル構築に向けた有効な「対応策」を導き出すことを目的とする。調査結果は、受託者が持つ医療業界のネットワークやマーケティング知見を交え、開発企業へもフィードバックし、地域企業の製品開発・販路開拓の加速化及びビジネスモデルの変革を促す。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和9年2月5日(金)まで

3 業務の概要

機構と受託者との協議により、3製品程度を選定のうえ調査する。

受託者は、以下の業務1から業務3までの一連の業務を実施すること。

【業務1】開発製品の現状把握と「課題」の個別スクリーニング

受託者は、選定された製品の課題を以下により抽出すること。

①個別ヒアリングによる実態調査

- ・対象企業又はファルマバレーセンターコーディネーターへの訪問またはオンラインによる詳細ヒアリングの実施
- ・技術力、製造体制、現在の販売網（代理店契約の有無等）、ターゲット層の認識確認

②課題分類

- ・臨床的エビデンスの不足、価格設定の妥当性、医療従事者へのアプローチ不足、代理店網の機能不全、販売促進人員のリソース不足、大手製販企業へのマッチング力不足、価格競争等の視点での分析

【業務2】市場価値の検証と対応策（販売戦略）策定

各製品が医療現場や市場で持つニーズを評価し、具体的な解決策を提示すること。

①市場適合性の検証

- ・市場規模、市場概算
- ・対象製品の競合品比較

- ・医療従事者や施設のニーズ（購入障壁、使用方法との適合性等）の調査
- ・具体的アクションプラン（対応策）及び最適なビジネスモデル（販売代理店の選定、直販体制、学会・展示会活用法等）の提案

【業務3】開発企業へのフィードバックと伴走支援（最重要項目）

企業の次期開発へつなげるため、製品開発企業への還元を図ること。

①個別フィードバックミーティングの開催

- ・対面またはオンラインで解説・助言
- ・マッチングが期待できる医療機器ディーラーや製販企業等の紹介・繋ぎ込み
- ・機構を同席させること

②マーケティングと販売戦略に関するフォーマットの作成

③機構の医療機器開発支援システムを改善するための提言

4 完了報告書等

令和9年2月5日（金）までに、完了報告書及び調査報告書を提出すること
部数2部及び電子データ

（1）完了報告書（様式1）

（2）調査報告書（様式任意）（以下を含むこと）

- ・製品別診断結果（様式任意）
- ・フィードバック記録（様式任意）

5 納品先

完了報告書等の納品先は次のとおりとする。

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 企画部

〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1（静岡県医療健康産業研究開発センター内）

6 再委託の制限

- （1）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に機構に対して、書面にて再委託の内容、再委託先等の必要事項を報告しなければならない

7 その他

- （1）本業務の遂行にあたり、受託者は機構と密接な連携をとり、その指示を受けること。

- (2) 受託者は本業務を履行する上で、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務において、個人情報を取り扱う作業をする場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (4) 本業務は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる予定の業務であるため、その場合は会計検査院による会計実地検査の対象となる。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、機構及び受託者の協議により決定する。

8 委託事業費に係る留意事項

- (1) 経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合せて5年間保管すること。

費 目	内 容
人件費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
消耗品費	取得価格が税込み10万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため、留意すること。
備品購入費	本業務では対象外。 パソコン等や税込み10万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。
工事請負費	本業務では対象外。

- (2) 支出経費に対して疑義がある場合は、機構まで確認すること。